

8月は「道路ふれあい月間」です

普段何気なく利用している道路の重要性をご理解いただき、いつも広く・美しく・安全な道路であるようご協力をお願いいたします。



【お願い】

8月10日は「道の日」

- 道路や側溝へ畑の泥などが落ちた場合は、原因者において回収してください。
また、敷地から土砂が流れ出た場合には所有者・管理者において撤去の上、流出防止対策を講じるなど、適切な管理をお願いいたします。
- 工作物（石堀・ブロック積）や看板などについて、老朽化等により倒壊、または落下の危険性がある箇所については早急に改善してください。
- 防護柵（フェンス、ガードレールなど）に稲などを掛けないでください。
- 道路に隣接する土地の埋め立て及び工作物（石堀、ブロック積）など、給排水管、建物などの新築、改築の計画がある場合は事前に必ず建設課または農業振興課（本庁）へ境界立会などの申請をしてください。
- 道路や側溝の清掃、草払いなど、日常の維持管理にご協力をお願いします。皆様の適切な管理で、事故や災害、悪臭等の防止にもつながります。

道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします

道路に張り出した木や竹は、自動車や歩行者の安全な通行の妨げとなり、交通事故の要因にもなり兼ねません。

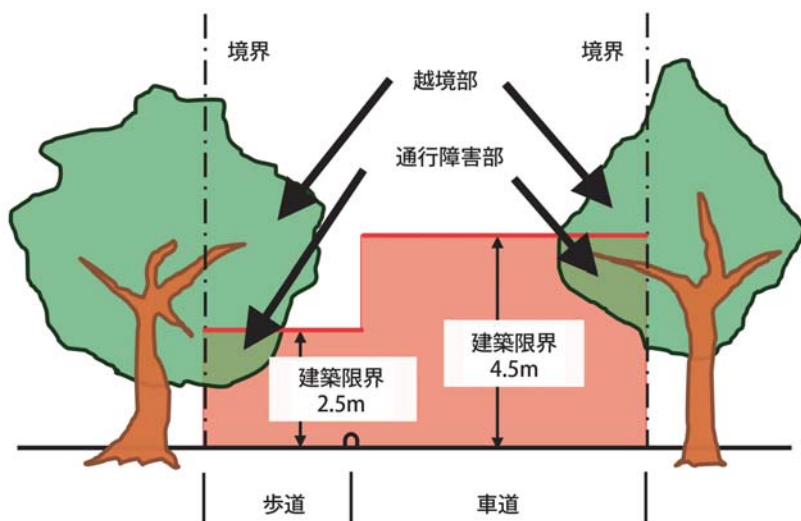
台風や大雨で木や竹が倒れて、道路が通行止めになることもありますので、木や竹の適切な管理をお願いします。

また、緊急の場合は道路管理者が通行の支障となっている木や竹を了解なく伐採、撤去することがありますので、ご理解下さい。

なお、木や竹が道路に越境していたり、管理不足により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、**被害者から、木や竹の所有者が管理責任を問われる**ことがあります。



民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
道路法第43条 道路に関する禁止行為



【支障となる範囲】

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められていますので、**建築限界に張り出した木や竹等の伐採にご協力をお願いします。**

【支障となる例】

- ・道路に木や竹が張り出しており、通行に支障がある、又は、その恐れがある。
- ・倒木や枝・幹の落下の恐れがある。
- ・道路に雑草が伸びており、通行に支障がある。見通しが悪い。

お問い合わせ先：肝付町役場 建設課 ☎ 0994(65)8424 肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417